

建不第133号
令和2年4月27日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する協力について（依頼）

本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容につきましては、御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、4月7日の国による新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づく緊急事態宣言を受け、同日、特措法第45条第1項に基づき県民に外出の自粛要請を実施するほか、4月14日には特措法第24条第9項に基づき県が対象とした施設の管理者及び業界団体向けに5月6日まで施設の使用制限やイベント開催の停止について協力を要請してきたところです。

県内における感染症の患者数が未だ増加している状況に鑑み、特措法に基づく新たな措置として、4月24日から5月6日までの間、公園やスーパーマーケット等生活の確保に必要であっても多くの人が集まる場での感染症対策等について、別添「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新たな措置内容について」のとおり要請することにいたしました。

つきましては、本措置の趣旨を御理解いただき、措置内容が実効あるものとなるよう貴団体の構成員の皆様に速やかに周知いただきますよう御協力をお願いいたします。